公共事業と補償

パンフレット補足説明資料

用地をお譲りいただくまでの主な流れ



土地所有者

土地に地上権、 賃借権等を持つ方

補償を受けられる方の範囲 (パンフレットP.3)

その土地にある建物等を持つ方

その建物や建物の 一部を借りている方

土地価格の評価 (パンフレットP.1、3)

当該事業の影響を 排除した価格 **更地価格** (土地の上に建物が あっても影響しない)

参考にして決定 正常な価格 公示 引 価格 格 不動産鑑定士 三者鑑定

東京都財産価格審議会

借地権の配分協議 (パンフレットP.3)

借地については土地売買代金を土地所 有者と借地権者で配分することになり ます。配分割合は土地所有者と借地権 者の間で協議して決めていただきます。

土地所有者協議
借地権者

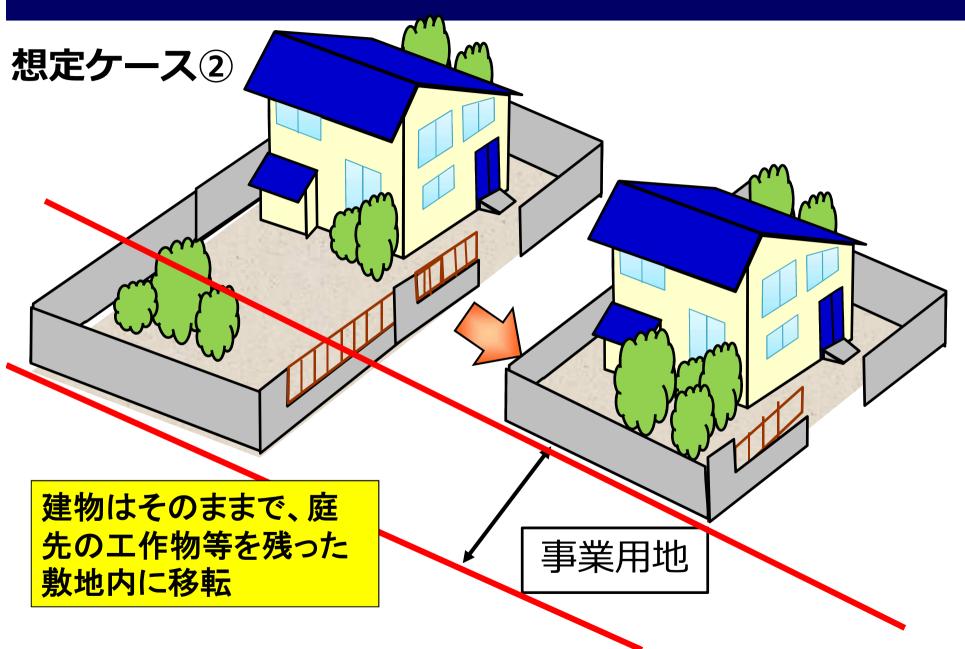
物件移転補償とは(パンフレットP.3~5)

現在皆様が所有されている「建物」 「塀」などを移転していただく費用の ほか、引越しや、区役所での手続き等 にかかる費用など、移転に伴って通常 必要となる費用を想定して補償するも のです。

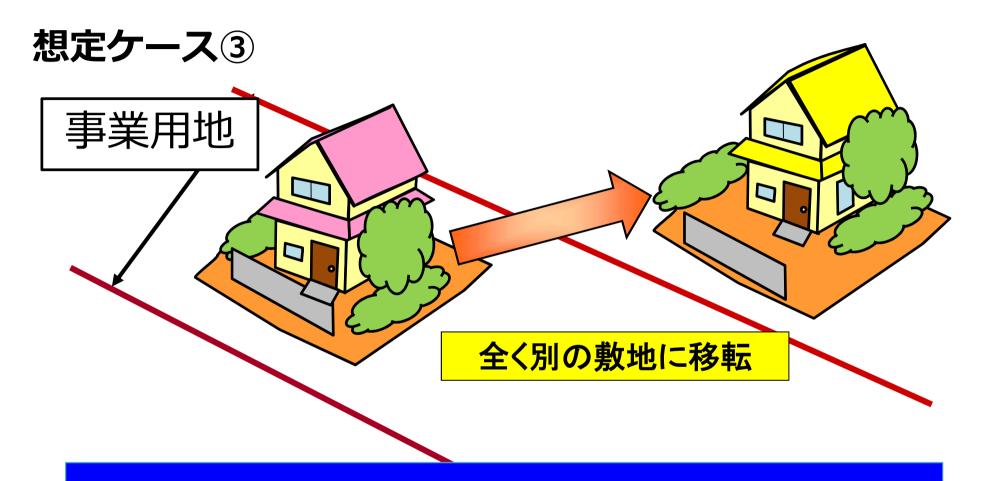
建物移転補償(パンフレットP.3)

残った敷地に移転 想定ケース① 事業用地 事業用地

建物移転補償(パンフレットP.3)

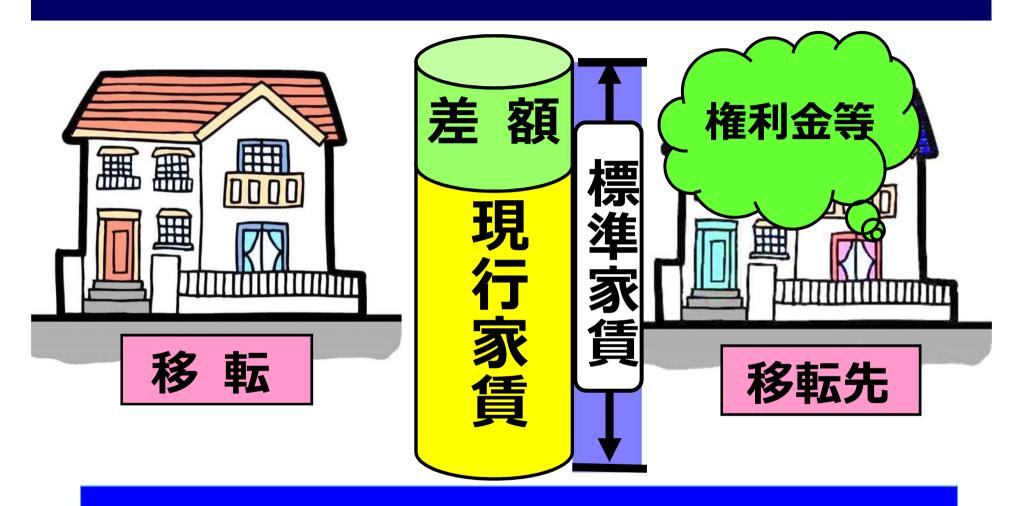


建物移転補償(パンフレットP.3)



残った敷地の広さ、建物等の配置、構造、利用形態によって補償範囲が異なります。

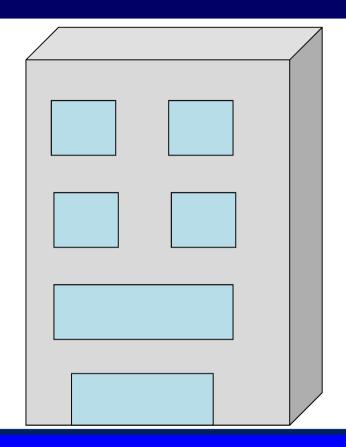
借家人に対する補償(パンフレットP.4)



権利金等の一部や、一定期間分の周辺の

標準家賃との差額を補償します

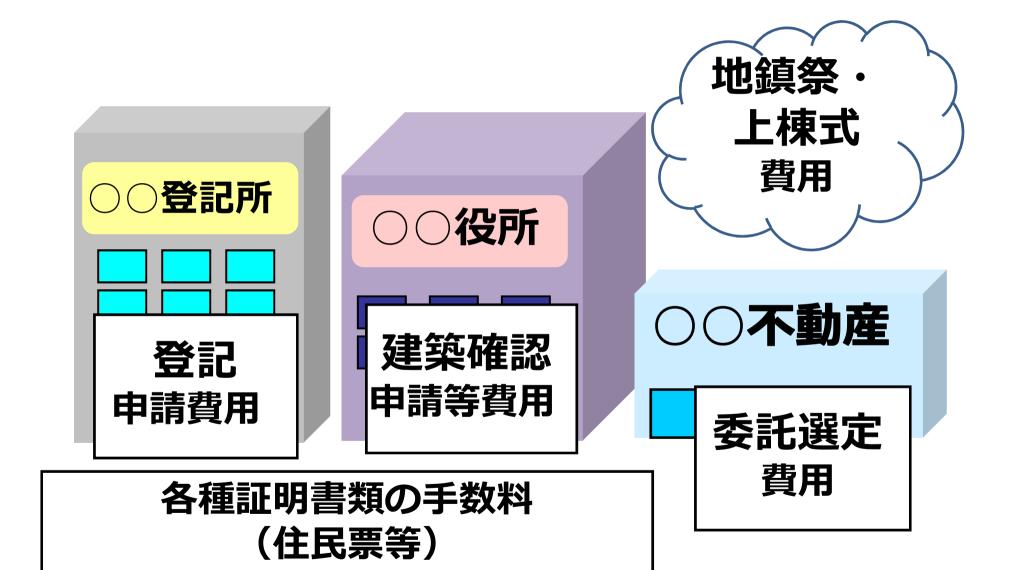
営 業 補 償(パンフレットP.4)





税務申告書等により営業状況を確認した上で算定しますので、書類の提出に ご協力をお願いします。

移転雑費補償の主な内容 (パンフレットP.4)



物件等の調査 (パンフレットP.1)

権利関係

建物

塀などの工作物

数量

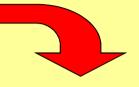
構造

補償内容を算出するにあたり、皆様には 物件調査へのご協力をお願いいたします。 物件等の調査は、建物や工作物について、 寸法を測ったり、建物各部の材質や、内 部造作の仕上げなどを調べます。また、 それらの権利関係等についても調査をさ せていただきます。

物件等の調査の手順(パンフレットP.1)



都の委託業者



訪 問・調 査



図 面 作 成



補償金の計算の基礎データ



物件移転補償額の算定 (パンフレットP.1)

皆様のお宅の物件の調査を行なわせていただいた結果をもとに、都の損失補償基準に基づき算定をいたします。



契約の締結 (パンフレットP.2)

土地所有者

土地売買 契約書

東京都

補償契約書

借家人

立ちのき補償契約書

建物等所有者

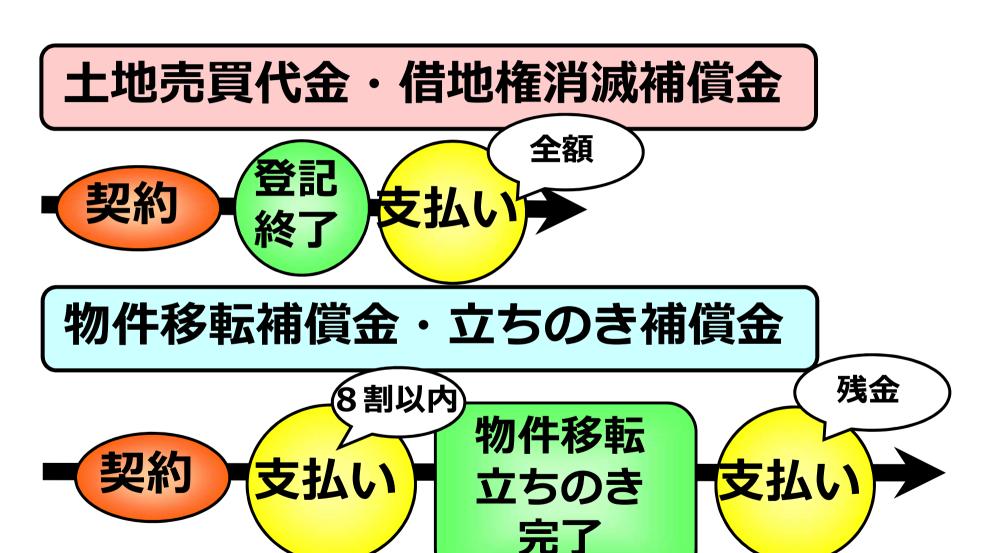
借地権者

借地権消滅

物件移転補償契約書

借地・借家等で複数の権利者がいる場合、契約は、土地所有者・借地権者・建物所有者・ 借家人等、全員の合意が得られた後、同時点での契約締結となります。

契約金の支払い (パンフレットP.2)



税金の優遇措置 (パンフレットP.6)

買取り申出から6か月以内

5,000万円控除

譲渡所得に対する

課税の特例

または

代替資産の 取得による課税の繰延べ

不動産取得税課税の特例

代替地の提供者に対する優遇措置

詳細は所轄の税務署又は都税事務所にお問い合わせ下さい

事業認可による法的効果 (パンフレットP.8)

1建築等の制限について

- ・土地の形質の変更
- ・建物や工作物の建設
- ・移動の容易でない物件の設置や堆積

2 土地建物の有償譲渡の制限

他の方に売却される場合は、事前に 東京都にお届けください。

上記のような状況が生じた場合は、 当事務所の用地担当にご相談下さい

ご不明な点がありましたら 当事務所の用地担当まで お問い合わせください

事業へのご協力を よろしくお願いいたします